

# 柳之御所遺跡の変遷

Vicissitudes of the Yanagino-gosho Archaeological Site

羽柴直人

はじめに

① 柳之御所遺跡の変遷

② 平泉全体の変遷の中における柳之御所遺跡

おわりに

## [論文要旨]

柳之御所遺跡は12世紀奥州藤原氏の拠点平泉の一部分を占める遺跡である。柳之御所遺跡の変遷は6時期に分けられる。1,2期は初代清衡, 3,4期は二代基衡, 5,6期は三代秀衡の時代に相当する。

1,2期は自然地形を利用した堀で囲まれた施設である。これは11世紀以来の安倍, 清原氏の柵, 館の系譜を踏襲した施設である。

3期は, 堀は機能しているが, 堀内部のまとまりが失われる段階である。柳之御所遺跡の重要性が1期, 2期に比較すると相対的に低下しているようである。

4期は堀内部に道路が設置される。この道路は堀外部からそのまま連続しており, これは堀の区画, 防御の機能を無視した状態で, 堀の機能が失われたことを示す。

5期は前代からの中心域が拡大される。これは400尺の長さを基準とした区画で囲まれ, 池を有する寝殿造に準拠する構造の施設である。

6期は1~5期まで連続していた中心域が廃され, 北側約90mに新たな中心域が造営される。中心域の移動は柳之御所遺跡の性格に根本的な変化が生じたことを示す。

各時期の柳之御所遺跡の性格は, 1,2期が政所の用途も兼ね備えた居所であり防御性も備えた施設。3期, 4期は藤原氏類族の居所。5期は当主秀衡の居所で宴会儀礼が盛んに行われる場所。6期は政所としての機能の施設と推測される。

柳之御所遺跡は12世紀を通して平泉内において重要地点の一つであったが, その構造, 用途は各段階によって変化がみられるのである。

## はじめに

柳之御所遺跡は岩手県西磐井郡平泉町に所在する。平泉は12世紀に奥州藤原氏が拠点とした土地である。柳之御所遺跡は12世紀平泉の中で常に中核的な場所として機能していたと考えられる遺跡である。本稿では柳之御所遺跡の変遷を示し、さらに都市平泉全体の変遷の中での柳之御所遺跡の性格について考察する。柳之御所遺跡は平泉拠点地区<sup>(1)</sup>の北東部に位置する。昭和63年から平成5年にかけて一関遊水地事業にかかわる大規模な緊急発掘調査がおこなわれた。その過程で人々の耳目を驚かす多くの発見があり、遺跡の保存を望む声が高まった。その結果、工法変更により遺跡は保存され、平成9年には国指定史跡となった。平成10年からは岩手県教育委員会により史跡整備のための内容確認調査が継続的におこなわれている。

柳之御所遺跡の変遷を考える際に前提として挙げなければならないことがある。それは遺構の残存状況が良好ではないということである。平泉遺跡群の発掘調査で、12世紀の規模の大きい掘立柱建物を調査すると、柱穴の深さは約1mに達するものが普通である。しかし柳之御所遺跡では甚だしい場合は大型建物にもかかわらず深さ数センチという柱穴さえ存在するのである。これは当時の柱穴の掘り込み面から少なくとも1m近くのレベルで土が失われていることになる。これだけ土が失われているのであるから、痕跡が全く残っていない遺構が多数存在することが当然考えられるのである。よって遺構変遷を考える場合は失われたものも念頭に入れる必要があることになる。これはかなり厳しい話であるが、無いもの、失われた遺構を想定しなければ事実を推定することはできない状況である。

また本稿では建物、塀、溝の軸方向を示す場合が多いが、統一性をはかるため、建物の場合は梁、桁を問わず南北ラインの角度を軸方向として示す。そして溝、塀の場合、南北に走るものはそのままの角度を軸方向として示し、東西に走るものは統一性を図るために直交するラインの角度を軸方向として示すこととする。例えば実際は東西に走るN-79°-Wであっても、直交する角度N-11°-Eとして示すのである。

### (1) 柳之御所遺跡の名称と範囲

「柳之御所」という遺跡名は12世紀の施設に由来するものではない。12世紀の平泉には「柳之御所」という施設は存在していなかったのである。「柳之御所」の名称の初見は中世後半に作られた謡曲であるという<sup>(2)</sup>。それが近世に平泉の地に逆に旧跡名として移植され、明治時代前半に字切りの際に旧跡名を用いて「柳之御所」の地名が設定された<sup>(3)</sup>。現在の「柳之御所」という遺跡名も現行の字名と旧跡名を考慮して付されたものである。よって当然ながら柳之御所遺跡の範囲が12世紀の一つのまとまりを持った施設ではないのである。通常、柳之御所遺跡は堀で囲まれた「堀内部地区」とその外部の「堀外部地区」に区分して語られる。しかしその遺構変遷を見ていくと「堀内部地区」というまとまりも12世紀全体を通して存在している訳ではなく、ある段階で堀の機能が失われていると推測されるのである。よって「堀内部地区」、「堀外部地区」という区分も12世紀全体の施設のまとまりを示している訳ではない。このように実際は「堀内部地区」という名称が12世紀を通して有効では

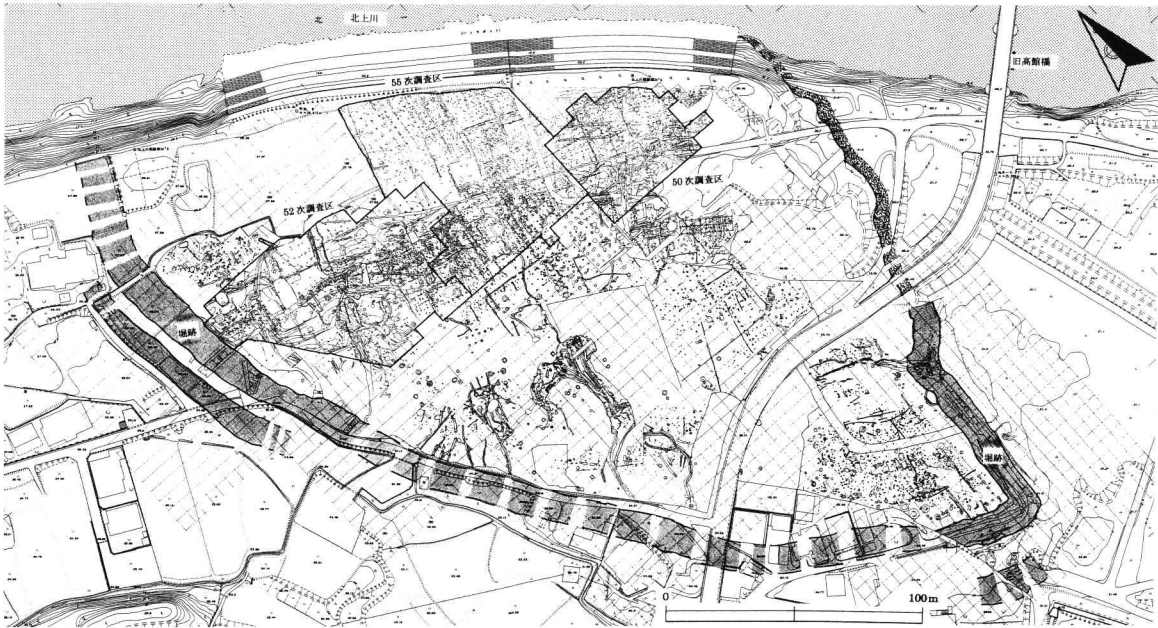


図1 柳之御所遺跡堀内部地区全体図

ないが、本稿では概ね「堀内部地区」の範囲の遺構を対象として論を進める。以後、「柳之御所遺跡」という場合、特に断わりの無い限り、概ね堀内部地区の範囲を指している。

## (2) 存続期間と時期区分

緊急発掘調査の報告書〔(財)岩手埋文 1995 以後本稿で報告書という場合、特に断わりのない限りこの文献を指す〕の見解では柳之御所遺跡は12世紀後半、三代秀衡以降の時代の遺跡とされていた。しかし平成12年度の内容確認調査(52次調査)〔岩手県教育委員会 2001〕で平泉における最古の形態のかわらけ〔羽柴 2001〕が井戸状遺構 52 S E 10 からまとまって出土し、柳之御所遺跡は初代清衡の平泉入府時から使用されていることが明らかになった。清衡が平泉に入府した年代ははっきり確定されていないが、11世紀末から12世紀初頭とされている。

終末年代を示すものには、52次調査の井戸状遺構(52 S E 8)から多数のかわらけとともに出土した1187年伐採(年輪年代測定法による)の材の折敷がある。このことから柳之御所遺跡は1189年の平泉滅亡まで使用されているのは確実と考えられる。そして平泉滅亡後の鎌倉時代の遺物、遺構はほとんど存在していない。平泉滅亡とともに柳之御所遺跡は使用されなくなっているのである。柳之御所が再び使用されるのは16世紀後半頃からである。幾つかの屋敷が営まれ、近世屋敷に連続していく。また12世紀以前のものでは9世紀前半頃の竪穴住居跡が存在するが12世紀の遺構群とは連続性がない無関係のものである。

このように本稿で対象とする柳之御所遺跡の使用開始は11世紀末～12世紀初頭、終末年代は文治5年(1189)とすることができる。この時間幅の中では切れ目無く各段階のかわらけが出土しており、柳之御所遺跡は空白期間が無く連続的に使用されていると理解される。本稿では柳之御所遺跡変遷を6段階に想定する。これは中心建物の変遷が6段階あることに基づいている。各々の実年代を示すこ

んとは難しいが、便宜的に下記の年代観を提示したい。なお清衡の平泉入府の年代は上述のようにはっきり確定できないが、煩雑なのでここでは西暦1100年としている。

- 1期 清衡期前半 1100年～1115年頃
- 2期 清衡期後半 1116年～1130年頃
- 3期 基衡期前半 1131年～1145年頃
- 4期 基衡期後半 1146年～1160年頃
- 5期 秀衡期前半 1161年～1175年頃
- 6期 秀衡期後半、泰衡期 1176年～1189年

このように各時期を15年単位で区分した。繰り返しになるがこれは前後を含んだ便宜的な実年代と理解していただきたい。

### (3) 堀について

柳之御所遺跡は堀で囲まれる範囲を堀内部地区と称し、その外部を堀外部地区と称している。堀は沖積低地との境界と猫間が淵の縁の自然地形に沿って構築されている。全体の形状は北側が北上川の浸食で失われているため不明であるが、楕円形の範囲が堀で囲まれていたと推測される。この堀の存在は柳之御所遺跡の特長として挙げられる場合が多い。しかしながら、堀で囲まれた範囲が区画として12世紀を通して機能していたのではなく、12世紀の途中で堀が機能しなくなっていることが看取されるのである。それを物語るのは堀の囲画を無視するよう堀の外部から連続する形で堀内部を横断、縦貫する道路(21SC1, 52SC1など)の存在である。堀の外から堀の中へ道路が途切れなく連続するということは全く堀の機能を無視した状況である。

また堀の埋土には多量の12世紀後半の遺物が包含されている。これは12世紀後半の段階では堀の浚渫がおこなわれず、堀にゴミを廃棄した状況を示している。道路の存在と考え合わせて、柳之御所遺跡の変遷のある段階で堀の機能が失われたことを示している。これは大きな変化と言わざるを得ない。

それでは堀が構築されたのは何時のことなのであろうか。堀に廃棄された遺物の年代から推測すると堀が機能しなくなったのは12世紀中葉以後と推測され、構築年代はそれより前と考えられる。これは初代清衡か二代基衡の時代のことになる。ところが二代基衡が建立したとされる毛越寺、観自在王院は方形を基調とする区画で造営されている。これに対して自然地形にそった不整形を呈する柳之御所遺跡の堀の区画は基衡の理念とは異なる形態といえる。このことから柳之御所遺跡の堀の区画は初代清衡が造営した可能性が高いと推測される。つまりこれは清衡の出自である11世紀代安倍、清原氏の柵、館の系譜を引くものと推測されるのである。このように判断すれば、不整の自然地形に沿った柳之御所遺跡の堀の年代、系譜を矛盾無く語ることができるのである。

また、堀内部を縦貫、横断する道路の構築年代が堀の機能の廃絶時期を示すことになる。52次調査で検出された東西に走る道路遺構52SC1はその路面上に井戸状遺構(52SE7)が存在し、3期のロクロかわらけが多量に出土した。そして道路側溝からは4期のかわらけがまとめて出土している。そのことから道路が構築されたのは4期と推測される。このことから4期に堀が機能を失ったと考えられる。



#### (4) 中心建物群について

堀内部地区の中央部には平泉遺跡群の中では飛び抜けて大型の建物が集中する地点がある。これらの大型建物を中心建物群と称している。中心建物群は堀内部地区の池跡（23S G1）の北側約 20 m 付近に重複している。平泉遺跡群で検出される 12 世紀の建物の柱間寸法は 7～8 尺台の長さが通常であるが、この中心建物群の柱間寸法は 9～10 尺台であり、際立って大きい寸法を使用している。そしてこれら中心建物の軸方向はいずれも正方位に近い角度をなしている。中心建物群の変遷については前稿「柳之御所遺跡の中心建物群について」[羽柴 2001b] で考察している。ここではその概略を示しておきたい。

中心建物群は 5 時期の変遷が見出せる。これらはプランが重複するものの、柱穴どうしが切り合わないものもあり、絶対的な新旧関係は示し難いのであるが、暫定的に以下の変遷を提示する。

- 1 期 28S B6 軸方向 N-6°-E 柱間寸法 10 尺 3 寸
- 2 期 28S B3 軸方向 N-3°-E 柱間寸法 10 尺 3 寸
- 3 期 28S B2 軸方向 N-2°-E 柱間寸法 9 尺 6 寸
- 4 期 28S B1 軸方向 N-1°-E 柱間寸法 9 尺 6 寸
- 5 期 28S B4 軸方向 N-0°-E 柱間寸法 9 尺 28S A1 の上に載る礎石建物

この中で 1 期の 28S B6 と 2 期の 28S B3 は入れ替わる可能性もある。また 3 期の 28S B2 と 28S B1 も入れ替わる可能性があるものである。また前稿 [羽柴 2001b] では 6 期の建物として 28S B7 を上げていたが、それを訂正して 28S B7 が 5 期の中心建物に付属する施設の可能性を指摘したい。これについては後述する。

5 期の中心建物 28S B4 の柱穴を切る 50S B4 が存在する。この建物は軸方位 N-11°-E で柱間寸法が中心建物群より短く、一連の中心建物とは一線を画されるものである。50S B4 は 6 期に属することになるが、6 期の中心建物は 1 期～5 期の中心建物群とは異なる場所に位置するのである。6 期の中心建物は従来の中心建物群より約 90 m 北側に建てられている。このように中心の建物の位置を変えるということは、柳之御所遺跡の性格が大きく変化したことを示している。6 期の中心建物は以下の通りである。

- 6 期 55S B6 軸方向 N-9°-E 柱間寸法 10 尺, 10 尺 9 寸
- 52S B25 軸方向 N-11°-E 柱間寸法 9 尺, 9 尺 5 寸

#### (5) 礎石建物の存在の可能性

5 期の中心建物として「28S A1 の上に載る礎石建物」をあげた。この礎石建物の存在の可能性については「柳之御所遺跡に礎石建物がある可能性」[羽柴 2000] で考察している。詳しくはその稿を参照していただきたいが、ここではその概略を記す。

28S A1 は池跡（23S G1）の北約 20 m に位置するコの字形を呈する塀跡である。北辺は 29.11 m、西辺は 18.15 m の規模である。この塀跡が礎石建物を載せる基壇の土留の痕跡と考えたいのである。この塀は南側が開くが、本来は口の字形を呈していたと推測される。南辺は削平により失われたのであろう。塀に柱を並べて土留めとし、塀で囲まれた内部に土を充填し基壇を構築したと考えられる。基壇の上の建物は礎石が残存していないので確実なことは言えないが、柱間寸法を 9 尺と仮定

するとちょうど5間×9間の規模の建物が載る広さがある。痕跡が存在しない建物を想定するという行為を危険視する意見もあるだろう、しかし28S A1という遺構は存在しているのであるから、全く何も無いものを示しているわけではない。基壇の痕跡であることを否定する場合は、28S A1の性格、機能についての釈然とする解釈を伴った意見を示す必要がある。おそらくは12世紀の最中に礎石建物を解体し、基壇も取り除いたため、28S A1以外は痕跡が残っていないと推測される<sup>(4)</sup>。以後本稿ではこの28S A1の上に載る礎石建物が存在するという前提で論を進める。

## ①……………柳之御所遺跡の変遷

### (1) 1期, 2期(清衡期)の様相

#### ①1期, 2期の概略

堀で囲まれた施設として柳之御所遺跡が機能していた段階である。1期と2期に区分できない遺構が多く、区分した様相を示すことは困難である。よって、1期, 2期に属すると推測される両方の遺構を示す。これらは同時存在したのではなく、それぞれ1期, 2期のどちらかに所属するものである。

この時期の遺構の指標としては、他の遺構との重複関係、また当該期の形態のロクロかわらけの出土があげられる。それに加え、埋土中に手づくねかわらけ片を全く包含しない遺構も1~2期に属する可能性を指摘できる。柳之御所遺跡では12世紀後半のかわらけの包含量が非常に多いため、通常12世紀後半の遺構の埋土には手づくねかわらけの破片が必ずといっていいほど含まれるからである。また、建物、柱列の軸は東に3~6°傾くものが多い。

#### ②建物

中心建物は28S B3, 28S B6が該当する。前稿では暫定的に28S B6を1期, 28S B3を2期としている。しかし、この2棟は重複しているわけではなく、前後関係を判別できず、前後が入れ替わる可能性も有している。

中心建物以外の1期ないし2期に属する可能性の高い建物を示す。

- 55S B5 軸方向N-6°-E 柱間寸法8尺多用
- 55S B8 軸方向N-3°-E 柱間寸法6尺5寸, 8尺多用
- 55S B9 軸方向N-3°-E 柱間寸法8尺多用
- 55S B18 軸方向N-7°-E 柱間寸法7尺5寸, 8尺, 8尺5寸
- 55S B24 軸方向N-7°-E 柱間寸法7尺
- 55S B17 軸方向N-6°-E 柱間寸法7尺5寸多用
- 55S B19 軸方向N-6°-E 柱間寸法7尺, 8尺
- 52S B18 軸方向N-4°-E 柱間寸法6尺, 7尺, 8尺使用
- 23S B2 軸方向N-5°-E 柱間寸法7尺5寸多用
- 48S B1 軸方向N-37°-E 柱間寸法8尺多用

55S B5は柱の抜き取りが行われている。抜き取痕の埋土には多量の焼土、炭化物粒、焼けた壁土



図2 1期, 2期の様相 (黒線内は詳細図の範囲)

片を含んでおり、焼失した建物と推測される。かわらけ片もまとまった量出土しているが、いずれも1~2期の形態のロクロかわらけである。

55S B 17はプランが55S B 5と重複し同時存在ではない。前後関係は不明であるが、一方が1期であればもう一方が2期ということになる。

55S B 19は柱穴が半間ごとに配される建物である。この建物は板塀(36S A 2)と重複しそれより新しいので、36S A 2が1期、55S B 19が2期の所属と考えられる。この建物の柱穴底面には大振りな平瓦が礎盤として敷かれているのが特徴的である。この平瓦は、これまで柳之御所遺跡で出土した12世紀後半と推測される平瓦、軒平瓦と比較すると格段に大きい。サイズ的には12世紀第1四半とされる花立II遺跡13次調査[平泉町教育委員会2000]の出土のものに近い。このことから55S B 19は2期に属する可能性が高いといえる。この平瓦は柳之御所遺跡以外の寺院で使用されたものが流用されたのであろうか。

48S B 1は角度が大きく東に傾いており12世紀の遺構としては特異である。しかし12世紀の井戸49S E 1と重複し、それよりも古く12世紀の建物と判断せざるを得ない状況である。12世紀中の位置付けも難しいが、この建物の南約10mに不整の落ち込み49S X 1があり、ここから2期のロクロかわらけがまとまって出土している。これ以外に積極的な根拠はないのであるが、49S E 1よりも古いことも考え合わせ48S B 1を1期ないし2期の建物と考えたい。

### ③ 柵列, 塀

柵列, 塀跡で1~2期の属する可能性の高い遺構を示す。

55 柱列1 軸方向N-6°-E 柱間寸法7尺5寸, 8尺5寸

23S A4 軸方向N-6°-E (報告書の記載の角度と異なるが、筆者が計測した角度である。)

28S A3 軸方向N-7°-E (報告書の記載の角度と異なるが、筆者が計測した角度である。)

36S A2 軸方向N-6°-E

55 柱列1, 23S A4, 28S A3 は柱列である。おそらくは中心建物を遮蔽する柵, 塀の痕跡と推測される。28S A3 は中心建物 28S B6 とプランが重複するので, 28S B3 に伴う遺構と判断できる。

36S A2 は板塀であるが, 55S B19 と重複し, それより古いので1期の遺構と推測される。

#### ④その他の遺構

その他の遺構で1~2期に属する可能性の高いものを示す。

55S E1 深さ8.5mの井戸枠を有する井戸 2期のかわらけ出土

52S E10 深さ2.3mの井戸状遺構 1期のかわらけ出土

28S E1 深さ2.2mの井戸状遺構 2期のかわらけ出土

28S E13 深さ2.6mの井戸状遺構 2期のかわらけ出土

31S E4 深さ3.4mの井戸状遺構 2期のかわらけ出土

36S E3 深さ2.8mの井戸状遺構 1~2期のかわらけ出土

52S I2 竪穴遺構, 建物か否か不明

31S X1, 31S X2 祭祀関係の柱を立てた痕跡?

55S E1 は出土したかわらけの形態から2期に廃絶した井戸と推測される。井戸枠の存在と掘り込みの深さから, 短期の使用で廃絶されたとは考えられず, 井戸の構築時期は1期で, 1期から2期まで連続して使用されたと考えられる。

52S E10 は1期のロクロかわらけがまとまって出土し, 1期に属する遺構と判断できる。深さは3mに達せず, 55S E1 との形態の差異が大きく, 井戸とは性格が異なる遺構の可能性が高い。28S E1, 28S E13, 31S E4, 36S E4 も同様に井戸以外の用途の可能性もある。

竪穴状遺構 52S I2 は遺物の出土状況から1~2期の遺構と推測される。床面に柱穴が存在せず建物に成り得るか否か不明である。

祭祀遺構とされる 31S X1, 31S X2 がある。これはそれぞれ3個の柱穴から構成され, 3個が直線上に並んでいる。報告書では 31S X1, 31S X2 は同時存在の可能性もあるとしている。そして報告書では無量光院から延びる張り出しとの関連から, 橋, 通路に関わる祭祀施設と考えている。しかし, この遺構と無量光院との同時性は証明されておらず, また通路, 橋ともに検出されていない現状では祭祀遺構とする根拠はほとんど無いと考える。

筆者はこの遺構が堀際ぎりぎりに, 堀と軸を同じくして配置されている点に注目したい。この配置から 31S X1, 31S X2 が堀と同時存在で, 堀の際にある防御, 見張りのための櫓状の施設と推測するのである。そして, これはもちろん堀が機能している段階の施設であるので1~2期の施設の可能性が高いと考える。

#### ⑤まとめ

1期~2期の柳之御所遺跡の様相をまとめる。1~2期の柳之御所遺跡は堀で囲まれた範囲の中に基



図3 1期、2期の様相詳細図

本的には東に $3^{\circ}\sim 7^{\circ}$ 傾く建物と、それを遮蔽する同様の角度の柱列から構成されている。中心となる建物は柱間寸法が他に比較して大きい28S B3と28S B6と推測される。それ以外の建物はそれに附属する建物と推測される。井戸は55S E1が非常に深く井戸枠を有しており、1期、2期を通じて使用された恒常的な施設と推測される。

堀の外部から堀の内部へ通ずる連絡路はどのような形態であったのかは明らかになっていない。しかし、当然ながら外部から堀を渡って内部に入るための橋は存在したはずである。清衡期には中尊寺の建立が進められている段階であり、柳之御所遺跡と中尊寺を結ぶ道路の存在は想定される。この道筋が堀際まで達し、堀に橋がかかっていたと推測される。道路は堀にかかる橋で終わり、堀内部に路面は連続していないと推測される。

また堀内部地区の南側（県道の南側）にも何らかの建物施設があったはずであるが、この地点で明確に建物が把握されておらず、現段階でその配置を示すことができない。

このように、まだまだ不明な点も多いが清衡期の柳之御所遺跡の様相を示した。比較すべき良好な発掘事例は乏しいが、この段階の柳之御所遺跡は安倍、清原氏の柵、館の形態をそのまま踏襲した構造<sup>(5)</sup>である可能性が高い。安倍氏の柵（鳥海柵）とされる金ヶ崎町鳥海B・西根遺跡〔岩手県教育委員会1981〕でも柱列が検出されており、この1期、2期の柱列と共通する遺構の可能性がある。

## (2) 3期（基衡期前半）の様相

### ① 建物

中心建物は28S B2が該当する。しかし、柱間寸法、規模が共通する28S B1が存在し、直接切り合い関係がないので28S B2と28S B1の所属時期が入れ替わる可能性もある。ちなみに28S B1は55次調査でその一部の柱穴を調査したが、埋土中からロクロかわらけの微細片のみが出土している。これでは3期とも4期とも判別し難い状況である。また中心域に所在する28S B8も重複関係から3期に属すると推測される。

28S B8 軸方向N- $0^{\circ}$  柱間寸法9尺

中心建物28S B2、28S B8以外の3期に属する可能性の高い建物をあげる。

50S B6A 軸方向N- $17^{\circ}$ -E 柱間寸法8尺

50S B6B 軸方向N- $17^{\circ}$ -E 柱間寸法7尺、8尺

55S B12 軸方向N- $17^{\circ}$ -E 柱間寸法7尺5寸を多用

52S B19 軸方向N- $17^{\circ}$ -E 柱間寸法6尺6寸~9尺6寸

50S B10 軸方向N- $17^{\circ}$ -E 柱間寸法6尺8寸、7尺8寸

50S B6Aと50S B6Bは重複し50S B6Aが新しく、50S B6Bが古い。他の遺構との重複関係からどちらも3期に属する建物と推測され、3期の中での建替えと考えたい。また55S B12も他の建物、土坑との重複関係から3期の所属の可能性が高い。また、52S B19も道路52S C1の路面上に存在し、道路より古いと判断して3期の建物と考える。中心建物28S B2は軸方向がほぼ正方位をなすが、それ以外の建物はN- $17^{\circ}$ -Eの角度で構成される。中心建物と他の小規模な建物との規格が異なっている状況を指摘できる。

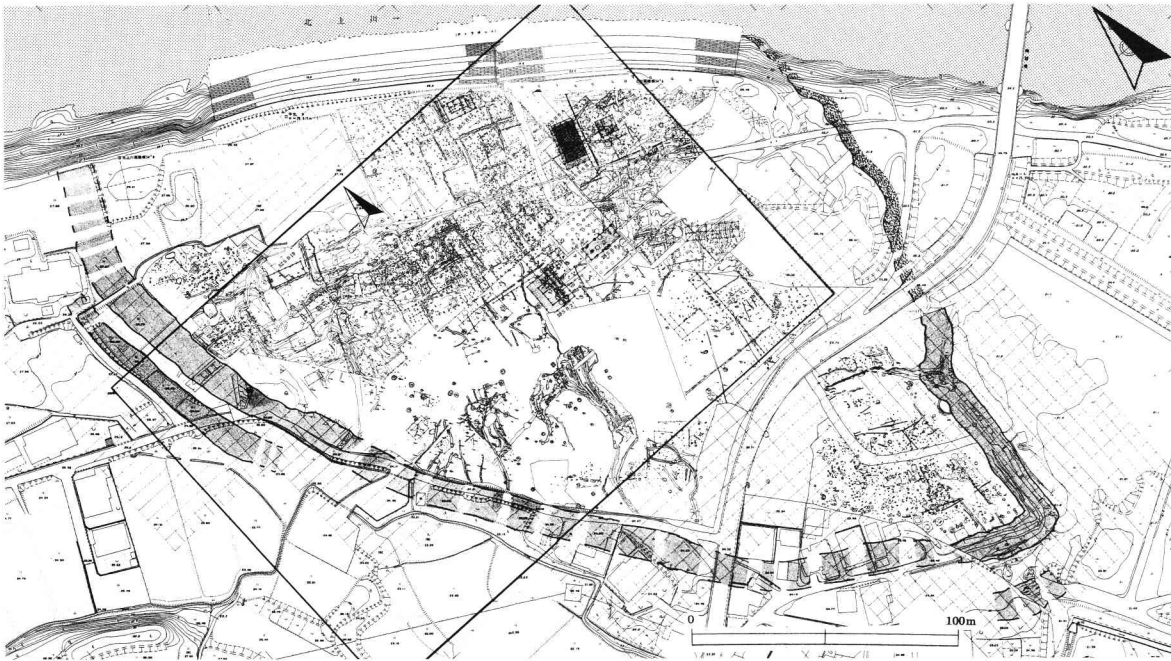


図4 3期の様相（黒線内は詳細図の範囲）

## ② その他の遺構

その他の3期に属する可能性の高い遺構をあげる。

50S A2 軸方向N-17°-E 柵列状の塀

23S A3 軸方向N-0° 柱穴列

52S E7 深さ1.5mの井戸状遺構 3期のロクロかわらけを多量に出土

50S A2は角度と遺構の重複関係から3期に属する可能性が高い。この塀はL字形をなしているが、それに遮蔽される範囲は中心建物域とは異なる。つまり堀内部地区において地点により機能の分化が成立したことを物語っている。50S A2に囲まれる範囲の中の建物には50S B10がある。しかしこれは小規模な建物で、北上川に浸食された部分に主たる建物が存在していた可能性が高い。また正方位の柱穴列23S A3は積極的な根拠はないが3期に属する可能性が高いと考える。これは中心建物28S B2を囲画する塀の一部と推測される。52S E7は3期の形状のロクロかわらけがまとまって出土している。深さから井戸とは考えられない。52次検出の道路遺構52S C1の路面上に存在しており、このことから3期は堀内部に道路が存在していないと推測される。

## ③ まとめ

3期の柳之御所遺跡の様相をまとめる。中心建物とその他の建物の角度が異なることを指摘できる。また中心域以外にも区画された独立した空間が存在する。これは堀内部全体を統制する一貫性のある規格が失われている状況である。中心域は正方位で構成される建物と区画施設からなり、それ以外はN-17°-Eの建物と区画施設で構成される。これは中心域とそれ以外ではそれぞれ異なる施設として機能していたことを物語る。3期は堀内部に未だ道路が存在していないが、堀内部全体のまと





図5 3期の様相詳細図



まりは失われた段階といえる。

このように堀内部全体の規格が失われたということは、1期、2期に比較すると柳之御所遺跡の重要性が低下した可能性を指摘できる。だが中心建物 28S B2 は平泉内でも有数の規模の建物である。この時期、平泉内で柳之御所遺跡の重要度が相対的に低下した可能性は高いが、柳之御所遺跡が平泉内において重要地点の一つであり続けたことは疑いない。

### (3) 4期（基衛期後半）の様相

#### ①道路遺構

この時期の特徴は堀内部地区に東西に横断する道路と南北に縦貫する道路が設置されることである。この段階に設置されたと推測される道路遺構を示す。

52S C1 軸方向N-17°-E 東西に走る道路

21S C1 軸方向N-0° 南北に走る道路

52S C1 は堀内部地区の中央よりやや北側に存在する東西路である。52S C1 の道路側溝は残存状態が悪い。非常に浅く途切れ途切れの状態です。約 50 m 分検出された。残存状態から考えれば、検出された部分の西側と北側にも路面は連続していたと推測される。西は堀外部地区で検出された道路に連続すると推測され、東は 21S C1 の路面の延長線上と交差する地点まで続いていたと推測される。道路側溝から出土したかわらの形態と路面上に 3 期の遺構が存在することから 4 期に構築された道路と判断できる。

21S C1 は堀内部地区の南端から北に向かって約 55 m 分検出されている。東西の道路側溝は平行ではなく、北に向かうと路面幅がやや広がっている。このように道路側溝の角度は東西で異なるが、路面の方向は正方位の軸と判断する。道路側溝は徐々に浅くなって途切れており、本来はなお北に路面が連続していたと判断される。おそらくは東西路 52S C1 と交差する地点まで連続していたと考えられる。この 21S C1 は平泉拠点地区南東隅の泉屋遺跡から伸びるものである。泉屋遺跡の南端から約 700 m 北に路面が伸び、柳之御所遺跡の南端に達する、南端の堀は 2 重になっているが、それぞれに橋がかかり堀内部の路面に連続する形態である。52S C1 は柳之御所遺跡堀外部地区検出の道路 [平泉町教育委員会 1995] と連続し中尊寺境内に至る道と考えられる。

このようにこれらの道路は堀の外部から連続するものであり、平泉拠点地区全体を網羅する道路の一部分をなしているのである。いわば、堀の区画を全く無視するかのように道路が設置されているのである。これらの道路の設置により、柳之御所遺跡の堀は区画、防御としての意味合いを失ったと考えられる。堀は埋め立てられたわけではなく、その形状も保っていたのであるが、意識の上ではすでに存在しないものとして扱われているようである。堀には 12 世紀中葉以降の遺物が多量に包含されている。これは 12 世中葉以降、堀にゴミが廃棄され浚渫がおこなわれない状況を示す。

#### ②建物

中心建物は 28S B1 と考えられる。上述のように 28S B2 と入れ替わる可能性もある。28S B1 の北西に 31S B7 がある。これは 28S B1 と軸方向が共通し、28S B1 に付随する建物の可能性が高い。



図6 4期の様相（黒線内は詳細図の範囲）

31S B7 軸方向 N-1°-E 柱間寸法7尺多用

中心建物以外のこの時期に属する可能性の高い建物を示す。

50S B5 軸方向 N-17°-E 柱間寸法7尺多用

55S B11 軸方向 N-17°-E 柱間寸法7尺, 8尺多用

52S B14 軸方向 N-22°-E 柱間寸法7尺5寸

中心建物の角度は正方位であるが、それ以外の建物はN-17°-Eに近い角度になっている。上述の東西道路52S C1の角度もN-17°-Eである。道路に沿って建物が建つ状況を描くことができる。道路に面するN-17°-Eに近い角度の建物は中心建物に付随する性格ではなく、それ自体独立した他の用途の建物と推測される。

### ③塀

道路遺構52S C1の外側には平行または直交する状態の板塀が存在する。

52S A2 道路側溝に接して平行 板塀

36S A5 道路側溝に直交 おそらく板塀

52S A1 道路側溝から約25m離れて平行 柵列状の塀

これらの塀の角度はN-17°-Eに近い角度で52S C1に伴う遺構と判断できる。52S A2は道路から建物を遮断する目隠し塀と推測される。そして52S A1, 36S A5の存在から道路に接する約25m四方の小区画が設定できる。塀による小区画を認定できるのはこの一ヶ所だけであるが、同様の規模の区画が道路にそって並列している状況が想定される。



図7 4期の様相詳細図

#### ④その他の遺構

その他の遺構で4期に属する可能性が高いものを示す。

50S E3 深さ約3mの井戸状遺構 白磁四耳壺、「磐前村印」の銅印を出土

この井戸状遺構は出土したかわらけから4期に属する可能性が高い。深さから考えて井戸以外の用途の可能性も高い。

#### ⑤まとめ

4期の柳之御所遺跡の様相をまとめる。この時期の柳之御所遺跡は堀内部に横断、縦断する道路が設置される。これは堀の区画、防御の役割を全く無視した状態で設置されており、堀が実質的な機能を失った状況を示す。これによって柳之御所遺跡は平泉全体の都市域に組み込まれる形態になった。

中心域の建物は従来の位置に正方位の角度で存在する。しかしそれ以外の建物は $N-17^{\circ}-E$ の角度で建てられる。そして、それらは小規模ながら独立した区画施設を有しており、中心域とは別個の独立した施設と理解できる。これらは東西道路52SC1と角度が共通しており、この道路に沿って小規模な区画が並列する状況を想定できる。

中心域の建物は正方位を保つが、これを区画する施設の存在は不明瞭である。想像にすぎないが南北道路21SC1と小区画36SA5の塀から想定すれば約80m四方程度の区画が想定される。その場合、区画の北辺は道路52SC1に沿った $N-17^{\circ}-E$ の角度、東辺は21SC1に沿った正方位の角度となり正方形の区画にはならない。

また柳之御所遺跡の南部でも南北路21SC1に面する配置で建物があったと考えられるが、明瞭に建物を組むことができず、その状況は不明である。

#### (4) 5期（秀衡期前半）の様相

##### ①中心域を構成する遺構

5期は柳之御所遺跡の遺構、遺物が非常に充実する時期である。中心域を構成すると考えられる遺構を示す。

28S B4 軸方向 $N-0^{\circ}$  柱間寸法9尺

28S A1 柵列状の塀 礎石建物の基壇の痕跡

28S A1の上に載る礎石建物

55S X2 竪穴建物跡 軸方向 $N-2^{\circ}-E$  柱間寸法6尺、9尺多用

23S B1 軸方向 $N-1^{\circ}-E$

28S B9 軸方向 $N-1^{\circ}-E$

50S D8 L字形の溝

50S A7 板塀

55S A1 板塀 F字形

55S A2 板塀

23S G1 苑池跡

23S A1 柵列状の塀 軸方向 $N-0^{\circ}$

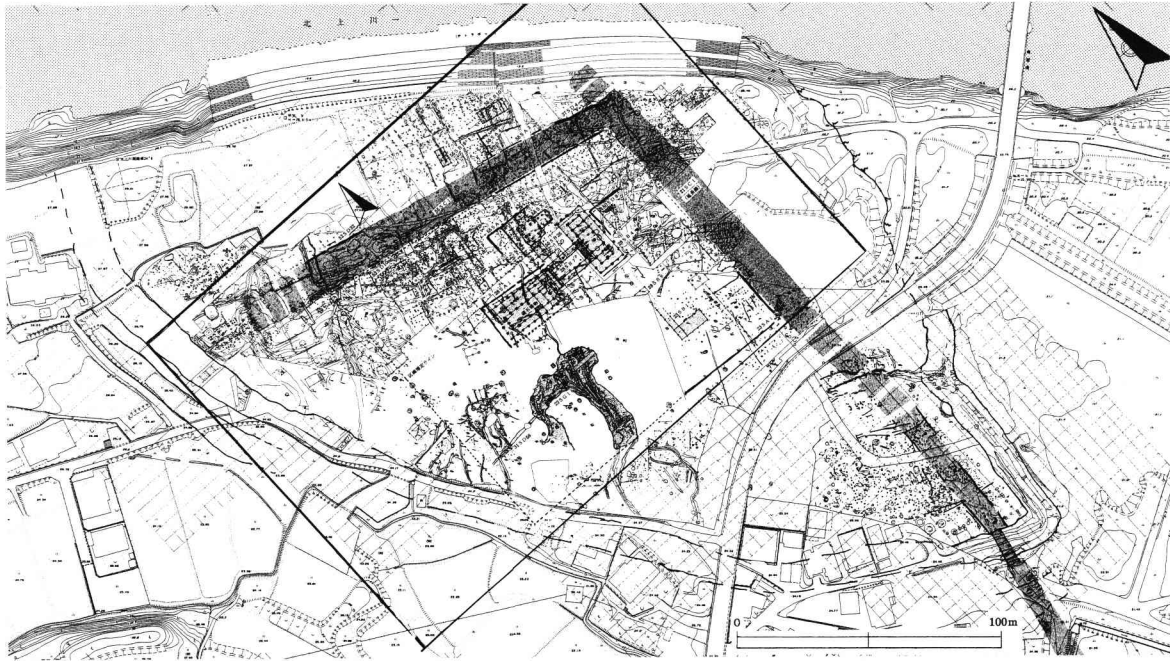


図8 5期の様相（黒線内は詳細図の範囲）

50S A5 柵列状の塀 軸方向N-0°

50S A1 柵列状の塀 軸方向N-11°-E

中心となる主殿の建物は28S A1の上にある礎石建物と考えられる。基壇の痕跡28S A1の規模から推測して5間×9間（柱間寸法9尺とする）の東西棟の建物が想定される。

28S B4は主殿の東隣に位置する南北棟の大型建物である。また主殿と28S B4の背後には竪穴建物55S X2がある。この礎石建物の主殿、28S B4、55S X2が5期中核をなす建物と推測される。竪穴建物は平泉遺跡群では検出事例がほとんどないが55S X1の埋土中からは多量のかわけが出土し、その形態から5期の所属と判断した。

また28S B4の南側には小型の建物28S B9と廊状の23S B1が存在する。これらは中心建物に付随する施設と推測される。

苑池23S G1もこの時期に構築されたと推測される。この池が検出された付近は南西側の猫間が淵に向かって地形が傾斜している。この地点に池を作るためには南西側に土手を築き水の流出を防がなければならない。しかし現状（発掘調査時）では土手の痕跡は全く残存していない。すでに土手は崩壊し猫間が淵方面に流出したと推測される。よって発掘調査で検出された池の形状は本来の形状を大分損なっていると判断される。また23S G1は報告書の記載によると2時期に分けられるという。古い順からI期→II期であるという。II期はI期の池を人為的に埋めて溝の集合体のような形状になったと記している。このII期にはすでに池として機能していない状況なのではないか。この5期の苑地は池として機能していたI期段階の23S G1と判断できる。しかし検出された形状は本来のものを大分損なった形状なのである。

II期には池を人為的に廃絶していると推測する。南西側の土手もこの廃絶工事の際に人為的に崩

された可能性もある。23SG1の南側に延びる溝も5期の排水溝ではなく、池廃絶後に流水により形成された溝と推測される。5期の池の排水溝は暗渠溝31SD58と理解される。また報告書に導水溝として記されている28SD1は遺構の切りあい関係と形状から、12世紀より後に生成された自然の流水痕と判断するのが妥当である。類似する遺構は柳之御所遺跡内に多数みられる。本来の導水路はその形状が失われてしまった、あるいはもともと存在していなかった可能性もある。

竪穴建物55SX2の北と西に取り付く形で、F字形の板塀55SA1が存在する。地上構造、用途は不明であるが竪穴建物に付随する施設である。また28SB4の東側にL字形の溝50SD8、北東側に板塀50SA7、55SA2がある。これらも具体的な内容は不明であるが28SB4に付随する施設の可能性が高い。50SD8と50SA7が基壇の土留めの痕跡で、両者に挟まれる空間の上に建物が存在した可能性も想定される。

23SA1、50SA5、50SA1は柵列状の塀であるが、これらは中心施設を囲む塀と推測される。23SA1はL字形で、区画の南辺、東辺を構成する塀である。23SA1は西端、北端で途切れるが、本来はさらに両方向に続いていと推測される。北側の延長線上では僅かな長さであるが50SA5が検出されており、23SA1がさらに北側に延びていたことを明らかにしている。このように途中で途切れるが、区画の東辺と南辺は23SA1、50SA5により示される。その軸方向はほぼ正方位である。

そして北辺には正方位の軸の塀は存在しない。だがN-11°-Eの50SA1が存在する。この50SA1の東端は近世の遺構に壊されているが、ちょうど23SA1の延長ライン上にぶつかる地点で途切れるようである。これは偶然とは考え難いことである。また50SA1は材木を連続的に並べた柵状の形態で23SA1と形態、構造、規模は類似しているのである。このような点から角度の異なる50SA1が中心施設を囲む区画の北辺に相当すると考えられる。つまりこの区画は東辺、南辺の角度と北辺の角度が異なっているのである。

西辺については該当する塀は検出されていない。塀があるべき地域は猫間が淵に向かって傾斜が著しい。塀は存在していたのであるが、土砂の流出により全く痕跡を残さず消滅したと考えられる。

西辺が残存していないため区画全体の規模は残念ながら不明である。西辺が残存しない以上仮定にすぎない話になるが、この区画が400尺=約121mを基調にしていなか検討したい。400尺の寸法は、平泉において観自在王院やその東隣の方形区画にみられる基準寸法である〔羽柴1999〕。

23SA1の南東隅から西側に南辺にそって400尺=121m伸ばす。そして、その終点（仮定の南西隅）から北に正方位のラインを伸ばす。そのラインと50SA1延長線が交差する点を区画の北西隅と仮定する。すると仮定の南西隅と北西隅を結ぶ長さ（仮定の西辺）はちょうど121m=400尺となる。仮定を積み重ねた結果ではあるがこの区画は南辺と西辺が400尺の寸法ということになりそうである。

この区画の基準寸法を400尺とした場合、その東辺と西辺のちょうど中央に輪宝、櫛を出土した祭祀遺構28SX1が存在する。これを5期の施設造営の際におこなわれた地鎮の遺構と考えると、区画の寸法が400尺基準である傍証に成り得る事象である。このように北辺の角度が他の辺と異なり正方形の区画ではないが、この区画は400尺の寸法を基準にした可能性を示した。

以上のように不整形であるが一辺約400尺の区画に囲まれ、東西棟の主殿の東側に南北棟の附属屋28SB4があり、主殿の前面には池があるという配置は寝殿造の配置に準拠している可能性を指



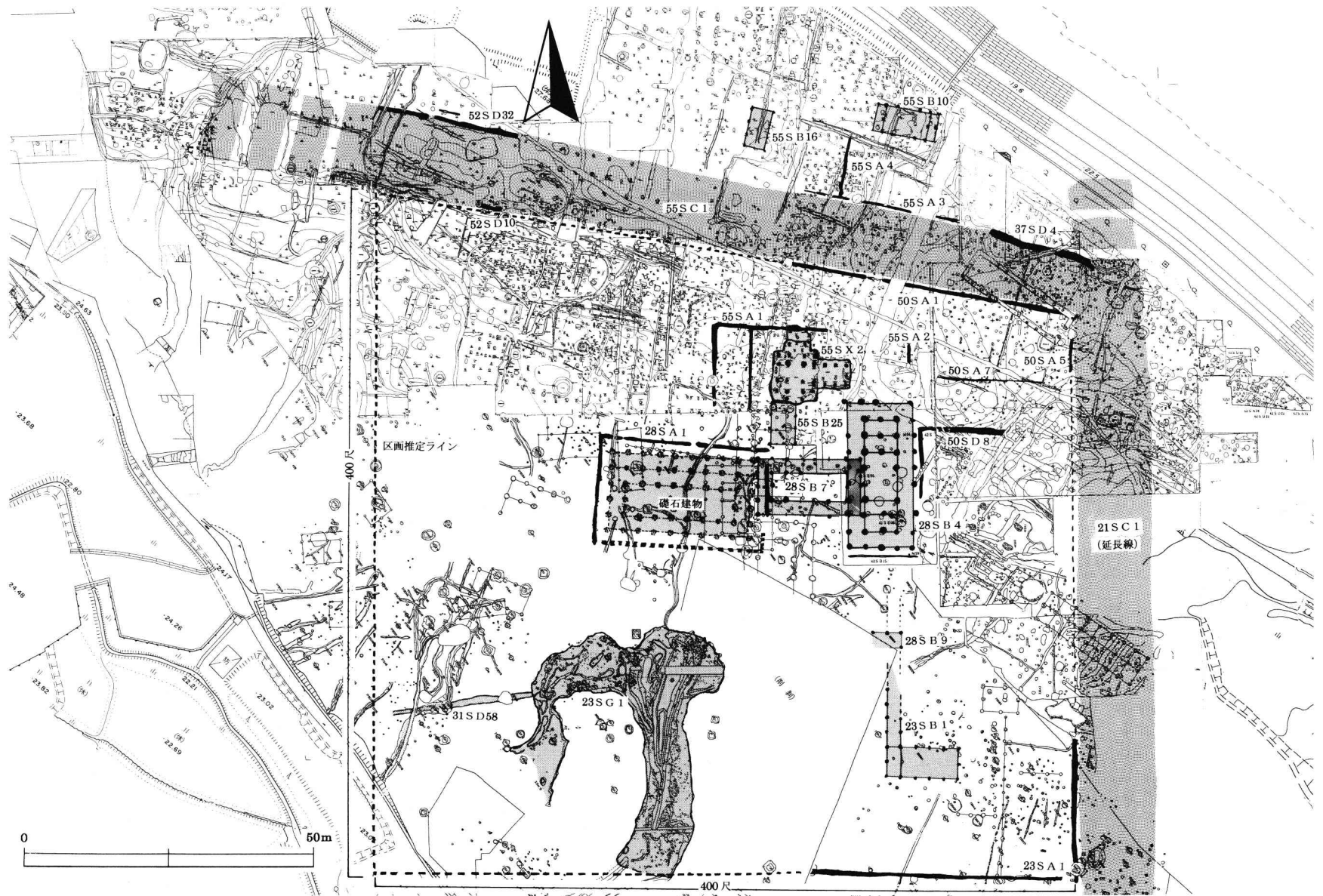


図9 5期の様相詳細図

摘できる。28S B4は東対屋に擬され、23S B1は中門廊、28S B9は東門に擬される。竪穴建物55S X2は北対屋に擬される。北対が竪穴建物という点は非常に特異であろうが、それに相当する位置に55S X2は建っているのである。

#### ②28S B7の所属について

中心建物群の重複の中にある28S B7は、その所属時期が判然としない建物である。前稿〔羽柴2001b〕で筆者はその所属を6期としたのであるが、それも確証があつてのものではなかった。28S B7は5期の建物28S B4の柱穴と重複しているが、その前後関係は判別できなかったと報告書には記してある。前稿では他の建物との重複関係を加味して、28S B7が28S B4より新しいと推測した。だが、6期の建物の軸方向がN-11°-Eなのに28S B7は正方位であり釈然としないものがあつた。

28S B7は28S B3以外の中心建物とは全てプランが重複している。また28S B3とは他の建物を介在した柱穴の切り合い関係から同時存在と考え難いのである。そして28S B7の柱間寸法も7尺5寸、8尺5寸を基調にしており、他の中心建物の10尺に近い柱間寸法とは異なり、一連の中心建物と異なる性格の感が強く、独立した時期を与えるのも躊躇を感じる。

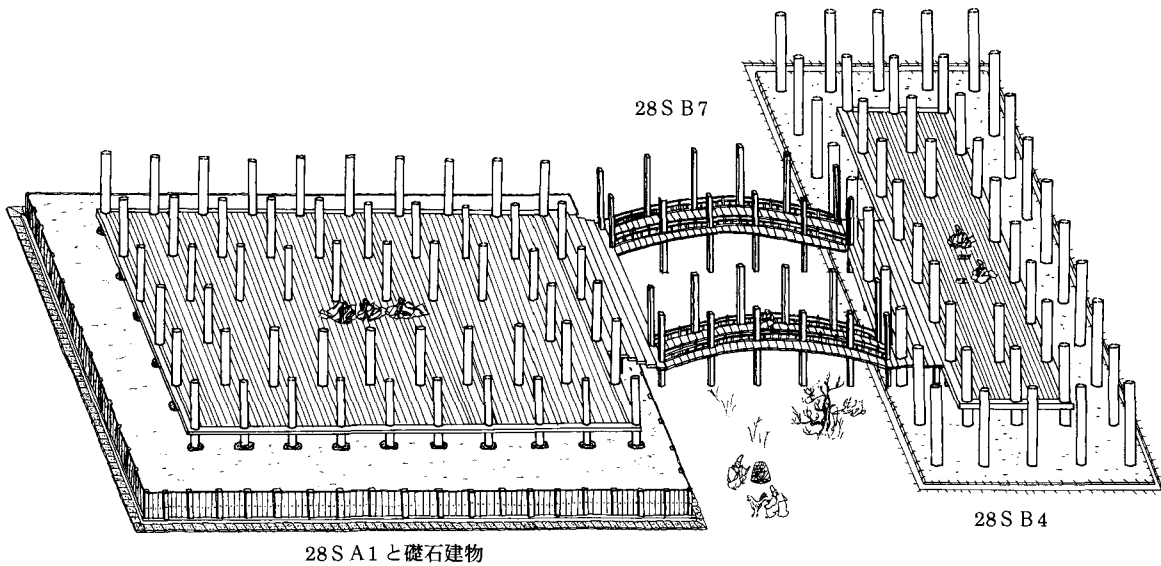
この28S B7はあるべき位置から検出されない柱穴も多い。これは掘り込みが浅いために柱穴が残存していない状態と考えられる。周辺を中心建物の柱穴はほとんどが欠けることなく検出されており、その状況から判断すると、周辺を中心建物と比較して28S B7の柱穴の掘り込みがかなり浅かったと推測されるのである。これは他の中心建物よりも柱が支える重量が軽い可能性が考えられる。可能性としては独立した一戸の建物ではなく、建物を連結する廊のような施設が想定される。

28S B7は28S B4と28S A1の上に載る礎石建物の間に位置する。28S B7が二つの建物を連結する装置の可能性が考えられないだろうか。28S B7の身舎とされる部分が何も無い空間で、南側と北側の庇とされる部分がそれぞれ連結部分=渡殿と仮定したい。

しかし大きな問題が存在する。それは28S B7と28S B4の柱穴が重複すること、また28S B7が28S A1の囲む内部にプランが延びることである。常識的に考えればこれらの遺構が同時存在ということは考え難い。しかし、28S B4と28S B7の柱穴が複数以上の個所で重複しているのにも関わらず調査者が前後関係を判別できなかった点を重視したい。報告書には「両者とも（柱穴の）埋土がすべて入れ替わっていたりしたため前後関係は判断できなかった」としている。埋土が入れ替わるというのはどのような状態を示すのか筆者には理解できないが、ようするに前後関係を判断し難い状況であったということなのだろう。このように前後関係を判断できないということは、両者の柱穴が同時存在で、同時に抜き取られたことを示しているのではなかろうか。同時に抜き取られたのであれば、抜き取り痕を埋める土は単一になり前後関係は判断できないはずである。28S B7の柱穴は28S B4の庇を跨ぐ形で重複している。この状況で28S B7と28S B4が同時存在になり得るためには28S B4の庇部分に床がない状態を想定しなければならない。28S B4の身舎には床が付き、庇と身舎の床に段差があり、渡殿である28S B7と身舎の床面のレベルが同じであったと想定されるのである。

また基壇の縁である28S A1を28S B7が跨いでいる点は次のように考える。28S A1の上に載





矢崎木綿子画

図10 28S B7 想定図（この図は概念図であり、寸法は必ずしも厳密に正確ではない）

礎石建物は基壇の縁ぎりぎりから建っているのではなく、縁から少し空間を置いて建っているはずである。この建物を連結するためには渡殿の柱が基壇上に載っていておかしくないはずである。

このように牽強付会的な解釈かもしれないが、28S B7が5期の所属である可能性を示してみた。この場合28S B7と他の遺構の前後関係において矛盾はほぼ存在しない。また28S B7の北、竪穴遺構55S X2の南に正方位の建物55S B25が存在する。これもその位置から28S B7と55S X2を連結する渡殿と推測される。この渡殿と推測される28S B7と55S B25の存在により、5期の中心施設は寝殿造に準拠することをますます強めている。

### ③ 中心施設外の区画、道路遺構

中心施設を囲む区画に含まれない外部の遺構を示す。

- 55S A3 板塀 軸方向N-11°-E
- 52S D32 溝状遺構 軸方向N-11°-E
- 52S D10 溝状遺構 軸方向N-11°-E
- 37S D4 溝状遺構 軸方向N-11°-E
- 55S A4 板塀 軸方向N-11°-E

中心施設を囲む区画の北辺をなす柵列状の塀50S A1に平行する板塀55S A3が存在する。二つの塀の間は約12mある。この2条の塀が同時存在とすると、その間はその幅から考えて道路の可能性が考えられる。50S A1と55次の板塀の内側には道路側溝は残存していないが、道路側溝があるべきラインを西に延長すると52S D32、52S D10がある。また、東側の延長上には37S D4がある。これらが道路側溝の残存と考え、区画の塀の北側に面して道路が存在すると理解できる。この道路の軸方向では堀外部地区の道路にスムーズにつながらない。堀跡をまたぐ付近で北側に緩やかに道筋が反れて堀外部地区の道路につながると推測される。この道路を本稿では55S C1と仮称する。

55S A4は55S A3と直角の位置関係の板塀である。この板塀の存在により55S C1の北側が細かく地割されていることが示される。

#### ④中心施設外の建物

中心施設の区画内に含まれない外部の建物を示す。

55S B10 軸方向N-11°-E 柱間寸法6尺5寸, 8尺

55S B16 軸方向N-12°-E 柱間寸法7尺5寸

これらの建物は中心区画の北辺に平行する道路55S C1の北側に所在する。中心施設の建物、施設が正方位なのに対し、これらの建物はN-11°-Eを基調にしている。道路55S C1を挟んで角度が明確に異なっているのである。

#### ⑤まとめ

5期の柳之御所遺跡の様相をまとめる。5期の柳之御所遺跡は東西道路55S C1を挟んで様相が異なる。55S C1の南側は寝殿造を基調にした約400尺四方の中心区画が存在し、道路の北側には小規模な板塀による区画が並列している状況である。道路南の中心区画内の建物、施設は正方位であり、北側の建物、施設はN-11°-Eの角度をなす。道路55S C1を挟んで建物の軸方向が異なっているのである。これは道路南側と北側では全く異なる施設であることを示している。柳之御所遺跡堀内部地区というまともりは全く瓦解している状況である。

中心区画東辺の塀に平行する南北道路はその道路側溝が全く検出されていない。しかしおそらく4期以来の21S C1から延びる南北道路が存在していたと推測される。中心区画の西辺にも道路が存在していた可能性も高いがその痕跡は全く存在せずその有無を論ずるのは難しい。

中心区画内は寝殿造風に整備され、3~4期に比較すると施設の格式が非常に高くなっているのは明瞭である。感覚的な見積もりであるが、柳之御所遺跡において5期のかかわりの出土量は他の時期を圧倒して多いように感じる。この寝殿造風の施設ではかわらけを用いた宴会儀礼が盛んにおこなわれたと推定される。

### (5) 6期(秀衡期後半, 泰衡期)の様相

#### ①建物

1~5期にわたって連続的にほぼ同じ位置に建替えられていた中心域が廃され、新たに北側に場所を移して中心建物が建てられる段階である。6期の建物、柱列を示す。

55S B6 軸方向N-9°-E 柱間寸法10尺, 10尺9寸多用

52S B25 軸方向N-11°-E 柱間寸法9尺, 10尺2寸5分多用

50S B4 軸方向N-11°-E 柱間寸法8尺2寸多用

50S B3 軸方向N-11°-E 柱間寸法7尺台

55S B21 軸方向N-11°-E 柱間寸法7尺5寸

55S B20 軸方向N-12°-E 柱間寸法8尺, 9尺5寸

55 柱列2 軸方向N-11°-E 柱間寸法8尺, 8尺5寸

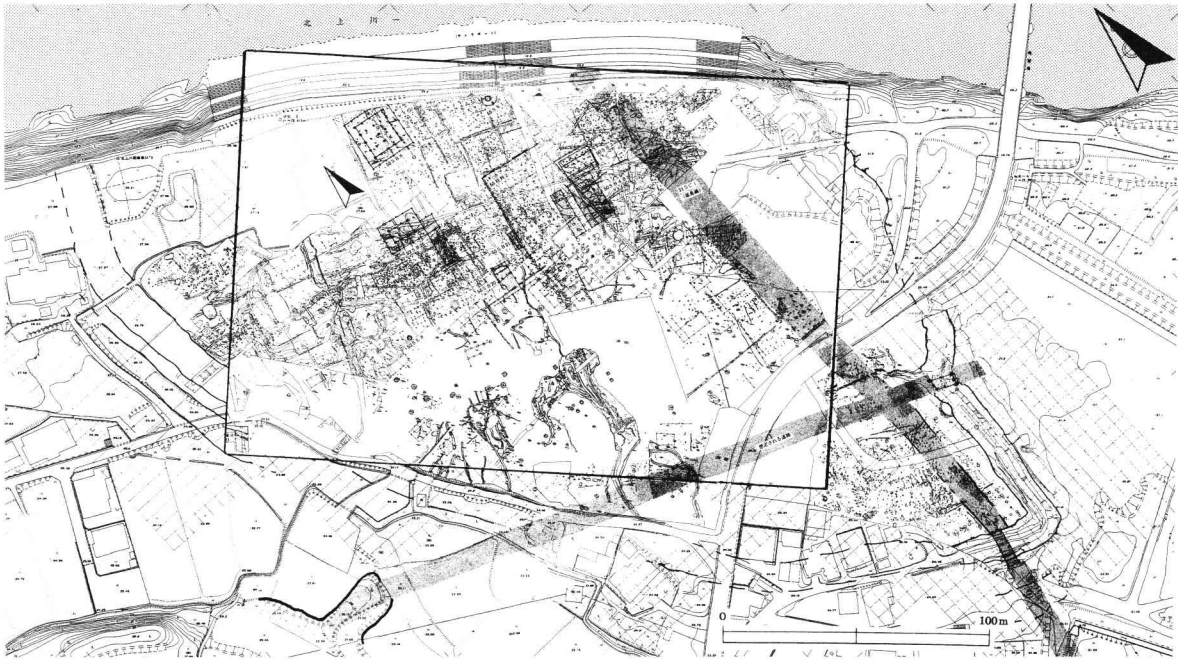


図11 6期の様相（黒線内は詳細図の範囲）

55S B6は6間×6間の規模である。これまでに平泉遺跡群で検出された掘立柱建物の中で最も床面積が大きい。また総柱である点も特異である。規模、形態の面からこの時期の主殿、中心建物と判断するのが妥当であろう。この建物の建つ場所は1～5期の中心建物の重複よりも約90m北に位置している。この時期に中心域が移動したと理解できる。55S B6は6間×6間の規模であるが、南北ラインの柱間寸法が東西ラインより長く南北棟の建物と理解される。55S B6の南側には52S B25が存在する。この建物も大型建物であるが55S B6よりは小規模である。配置から55S B6に付随する建物と推測される。両者を連結する廊のような施設は検出されていないが、この付近における遺構検出面の削平の度合いの大きさを考慮すれば本来は存在していた可能性が高い。52S B25には7間×2間の南側に突出する施設が付随する。用途、構造は理解できないが52S B25と一体の施設と推測される。また52S B25と対称の位置にあたる55S B6の北側に附属する建物が存在した可能性もあるが、55S B6のすぐ北側は北上川の浸食により失われておりその点については判断のしようがない。検出された分では6期の中心建物は55S B6と52S B25で構成されると理解できる。

50S B4、50S B3は中心建物とは別なまとまりと看取できる。50S B4は建物のプランをどのように線引きすべきか判断が難しい建物であるが、一応2棟に分割して理解している。西側を50S B4A、東側を50S B4Bとする。南北棟の建物が2棟並列している状況である。かなり大型の建物であるが、55S B6、52S B25に比較すると一回り以上規模は小さい。

50S B3は50S B4Aの北側に所在する。軒が50S B4Aと接するほど近接するが同時存在と考えたい。この50S B3、50S B4を囲むように55柱列2がある。柱穴が溝状の掘り込みの中にある部分もあり、本来は布掘状の溝の中に柱穴が配される構造と理解される。塀あるいは基壇の縁の痕跡と推測される。いずれにしても50S B3、50S B4を区画する施設である。この区画施設の存在から50

---

S B4, 50 S B3が中心建物とは別個のまとまりと理解できるのである。55 柱列2の西辺に55 S B21が存在する。これは50 S B4Bの正面（または背面）に位置しており、55 柱列2が基壇の縁である場合、基壇に上る階段の痕跡と理解できる。

55 S B20は55 柱列2の区画内に位置しないが、軸方向から6期の所属と判断したい。

## ②その他の遺構

建物、柱列以外で6期に属する可能性の高い遺構を示す。

55 S X1 祭祀遺構の可能性が高い

52 S E8 深さ3.9 mの井戸状遺構 6期のかかわり出土

55 S X1は径約6 mの掘り込みの中央に、径約2 mの地山の掘り残しがある遺構である。掘り込みは人為的に埋め戻されており、埋土中に底部を穿孔したかわらけを合わせ口にして埋納していた。これは何ら実用的な用途が見出せず祭祀的な遺構と考えられる。この55 S X1から6期の主要な建物55 S B6, 52 S B25, 55 S B4はそれぞれ約50~60 mの距離にあり、あたかも55 S X1が6期の建物配置の中心にあるかのようにも看取できる。55 S X1が6期の施設を造営する際の地鎮に関わる祭祀遺構の可能性が考えられる。55 S X1から出土したかわらけは、どちらかというとも6期よりも5期に属する様相が強いが、6期造営時のかかわりであれば、5期のかかわりが出土しても矛盾はない。また55 S X1は5期に属すると推測される55 S B10の柱穴を切っている。

52 S E8は多量にかかわりを出土した井戸状遺構である。かわらけの形態は新しいもので6期に属すると推測される。またかわらけに共伴して1187年伐採の材の折敷が出土している。6期のかかわり出土量は5期のものに比較すると格段に少ないが、この出土遺物から6期においてもかわらけ、折敷を用いた宴会儀礼がおこなわれていたことを理解できる。

以上示した6期の遺構は柳之御所遺跡の北部に偏って分布する。南側もこの時期の土地が利用されなかったとは考え難いが、提示されている調査結果からは状況を判断するのは難しい状況である。5期に構築された苑池23 S G1はこの段階では埋め立てられてしまい、池としての機能は失われていると推測する。池は埋め立てられ溝の集合体のようになっていると報告書に記されているのは、埋め立てた状態の上を自然流水により溝が生成されたと理解したい。6期に池が埋め立てられた跡に何らかの施設が構築されたかどうかとも理解できない。いずれにせよこの池の周辺は土砂の流出が著しく、池廃絶後に構築された遺構が全く痕跡を失った可能性も高い。

また、6期には柳之御所遺跡の西隣の無量光院が造営されたと推定されている。無量光院の土塁から柳之御所遺跡の方向に向かって猫間が淵に張り出す地形がある。これは無量光院から柳之御所遺跡への連絡路の施設とされている。この張り出しは無量光院の造成時に設置されたものであろうから6期の道路の方向を示している。だが柳之御所遺跡でこの張り出しに続く道路遺構は検出されていない。しかし、関連のありそうな遺構に柳之御所の東側の堀に架かる橋跡23 S X12がある。この橋は堀のラインに直交する状態ではなく、不自然な斜めのラインに架かっている。この斜めのラインを西側に延長すると概ね無量光院の張り出しにぶつかるのである。このことから、道路側溝は全く確認できないが、無量光院の張り出しから23 S X12に至る道路が存在したと考えられる。この道路が6期の新造された柳之御所遺跡の中核施設の南辺に相当する可能性がある。

---



図 12 6期の様相詳細図

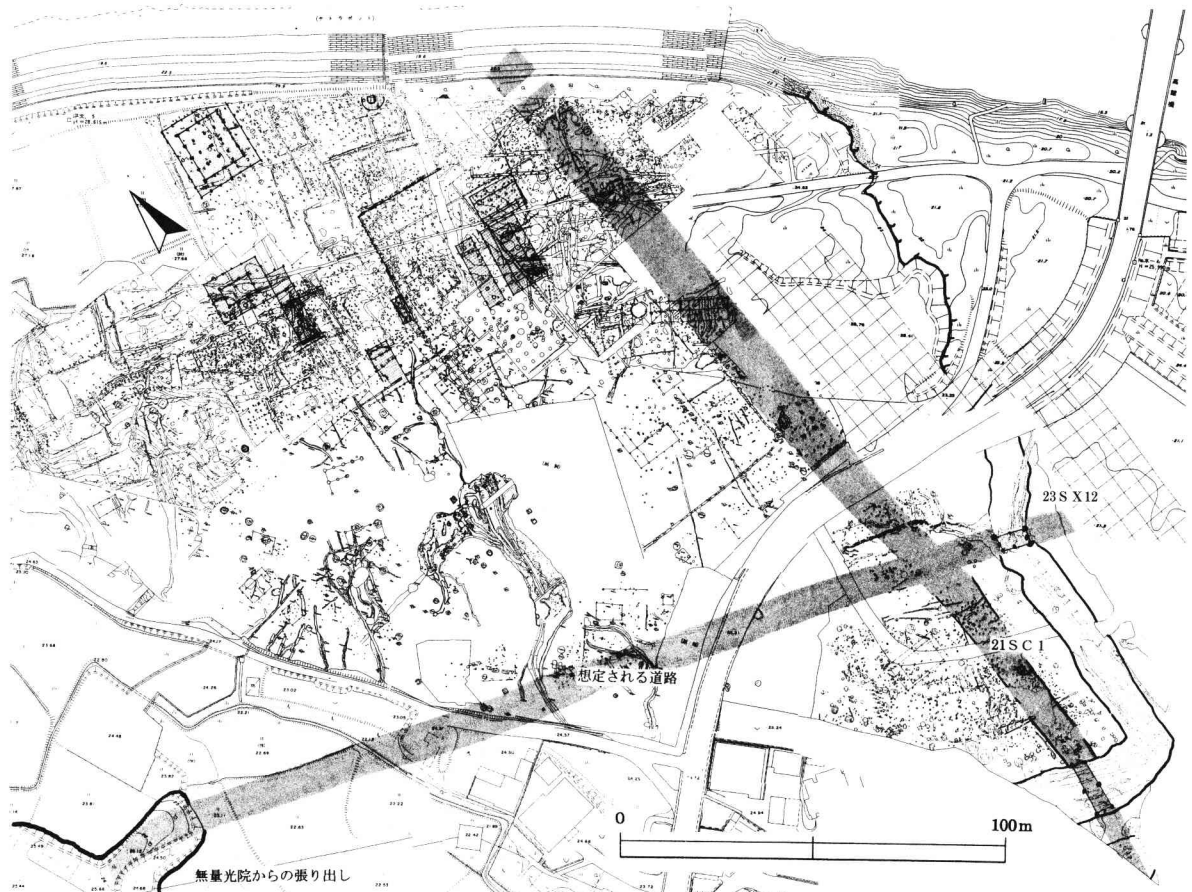


図13 無量光院からの道路想定

また5期に存在した柳之御所遺跡北部の東西道路55 S C1は中心域の移動によって廃絶している。しかしこれに代わる東西道路が新設されたかどうかは不明である。また南北道路21 S C1については廃絶された状況が認められないので6期にも存続していると推測したい。

### ③まとめ

6期の柳之御所遺跡の様相をまとめる。全体が $N-11^{\circ}-E$ を基調とする角度の建物、施設で構成される。これらは中心施設である55 S B6、52 S B25と、それとは別個の50 S B4、50 S B3からなるまとまりに大きく分けられる。

6期の柳之御所遺跡における大きな特長は、中心域が前代までの位置から移動したということである。中心建物の場所が移動するということは、それに付随する諸施設も移動、変化したことを示しており、施設の全体の性格に大きな変化が生じたと理解される。これは大きな変化である。6期には柳之御所遺跡の西隣に無量光院が新造される。おそらく柳之御所遺跡の構造、性格の変化はこの無量光院の造営に連動した一連のものとして推測される。

6期の中心建物55 S B6の周辺では当該期のかわらけの出土量が非常に少ない。これは5期の中心域のかわらけの出土量と比較すると非常に大きな差がある。かわらけの出土量から判断しても、柳

之御所遺跡の性格の変化が見出せる。6期の中心建物周辺ではかわらけを用いた宴会儀礼が盛んにはおこなわれていなかったのである。このように従来の柳之御所遺跡とは全く性格を異にする施設に改変された可能性が高い。

#### (6) 柳之御所遺跡の変遷のまとめ

以上示した柳之御所遺跡の各時期の様相をまとめる。

1期, 2期…自然地形を利用した堀で囲まれた施設, 11世紀以来の館, 柵の系譜を踏襲する。内部の建物, 柱列は $N-3^{\circ}\sim 6^{\circ}-E$ と規格性を有する。

3期…堀は機能しているが堀内部のまとまりが失われ始める。中心建物は正方位であるが, それ以外には $N-17^{\circ}-E$ の建物が存在する。

4期…堀内部に道路が構築され, 堀が機能しなくなる。構築される道路は平泉拠点地区を網羅する道路に連続するもので, 都市域の一部分に柳之御所遺跡が組み込まれた状況になる。中心建物は正方位であるが, それ以外に道路に面する $N-17^{\circ}-E$ を基調とする小区画と建物が存在する。中心域とそれ以外の小区画は全く性格を異にする施設となる。

5期…中心域は400尺を基準とする区画で囲まれる。区画内は池が構築され, 寝殿造に準拠する建物が配置される。中心区画の北辺に沿って $N-11^{\circ}-E$ の東西道路があり, 道路の北側の区画, 建物は $N-11^{\circ}-E$ の角度をなす。道路を挟んで施設の軸方向が全く異なる。

6期…従来の中心域が廃され, 北側に中心域が移動する。これは柳之御所遺跡の性格が一変したことを示す。建物, 施設の角度は $N-11^{\circ}-E$ を基調とする。

## ②……………平泉全体の変遷の中における柳之御所遺跡

柳之御所遺跡の各時期の遺構変遷を示したが, ここでは平泉全体の変遷における柳之御所遺跡の占める役割, 位置を考察する。12世紀平泉には「拠点地区」と称される非常に遺構密度が高い範囲がある。それは概ね現在の平泉市街と重なる範囲で約1km四方の広がりを持っている。これが都市平泉の中核部分である。この拠点地区内での占める役割, 位置を見て行くことになる。この拠点地区全体の変遷については[羽柴2001c]で考察している。この前稿では拠点地区の変遷を柳之御所遺跡の変遷と同様に6時期に区分している。

#### (1) 1期, 2期の様相

平泉において, 1期, 2期の遺物, 遺構がまとまって検出される地点は限定されている。拠点地区内でまとまった遺構, 遺物が見出せるのは柳之御所遺跡である。拠点地区以外では中尊寺境内で顕著に遺構, 遺物が分布する。また拠点地区西辺の花館廃寺, 花立II遺跡でも当該期の遺構, 遺物が分布する。

これらの遺物, 遺構分布から, この段階の平泉は堀で囲まれた施設である柳之御所遺跡と中尊寺を核とするものであったと考えられる。堀で囲まれた柳之御所遺跡の形態は, 11世紀代の安倍, 清原氏の軍事, 防御施設の色合いが濃い居館の系譜を踏襲したものと考えられる。安倍氏, 清原氏の系譜



を引く初代清衡の居所としては相応しい形態といえる。堀で囲まれた柳之御所遺跡を造営した清衡はこの場所を拠点とし、自らの勢力範囲を統治したのであろう。このように柳之御所遺跡は清衡の居所であり政所でもあったと想像される。そして清衡は中尊寺の建立を精力的に進めている。当然ながら居所である柳之御所遺跡と中尊寺境内を結ぶ道路も存在していたはずである。この道路に沿って柳之御所遺跡堀外部地区にも施設が存在していたと推測される。

また、花館廃寺、花立 II 遺跡の位置する拠点地区西辺は 12 世紀以前から幹線道路である奥大道が縦貫していた場所と推察される。花館廃寺、花立 II 遺跡は奥大道に面する道路沿いに建てられた寺院、またはそれに付随する施設と理解するべきであろう。中尊寺の境内の関山山中にも奥大道が縦貫していたとされている。中尊寺も奥大道に沿って建立された寺院といえる。

このように清衡の段階の平泉は清衡の居所、政所である堀で囲まれた柳之御所遺跡と奥大道沿いに建立された中尊寺、花館廃寺などの寺院からなる景観と理解される。

## (2) 3 期の様相

3 期は二代基衡の前半期に相当する。基衡は毛越寺、観自在王院を建立したといわれる。毛越寺、観自在王院は平泉拠点地区の南部に位置する。基衡は拠点地区南部の開発を開始したのである。毛越寺、観自在王院の南辺に沿って東西正方位に走る道路の存在が発掘調査で明らかになっている。この道路は拠点地区西端の毛越寺付近から東端の低位段丘の縁まで連続して横断する直線道路である。基衡はこの東西直線道路を基軸として毛越寺、観自在王院などの施設を配していったことが読み取れる。このような直線道路を基軸とした都市造りは、前代清衡の 11 世紀以来の形態を踏襲した居所とは全く異なる理念に立脚しているのは明らかである。おそらく基衡の都市造りの理念は京都を模したものと推測される。基衡がおこなった毛越寺域の都市造りは、前代の清衡と理念的に連続性が無い事業といえる。このように、この期の平泉は異なる理念により造営された柳之御所域と毛越寺域が並存する構造になっていたのである。

このような状況において、この 3 期の柳之御所遺跡には 1~2 期と遜色のない大型の中心建物が存在し、堀も区画として機能している。しかし堀内部地区において中心域以外を囲郭する塀も構築され、中心建物と異なる軸方向の建物も存在する。このように堀内部のまとまりが失われており堀内部の充実度が低下している点も見出せるのである。

やはり、新たな理念で都市造りを始めた基衡が、旧来の位置に居館を保持し続けたというのも考え難く、基衡の居所は新たに毛越寺域に構えたと理解するのが妥当であろう。よって柳之御所遺跡は 3 期には当主の居所でなくなったと考えたい。それでも上述のように大型建物は存在し続けるので、当主の居館ではなくとも、何らかの重要な施設ではあったと推測される。想像にしかすぎないが藤原氏の類族の居所といった性格が想定される。

## (3) 4 期の様相

基衡期の後半に相当する。この段階の柳之御所遺跡は縦貫、横断する道路が堀内部に設置され、堀の区画、防御の機能が消失する。これらの道路は堀の外部から連続するもので、この道路の設置により、柳之御所域が毛越寺域と連結されることになる。むしろ連結というよりも、柳之御所域が、基衡



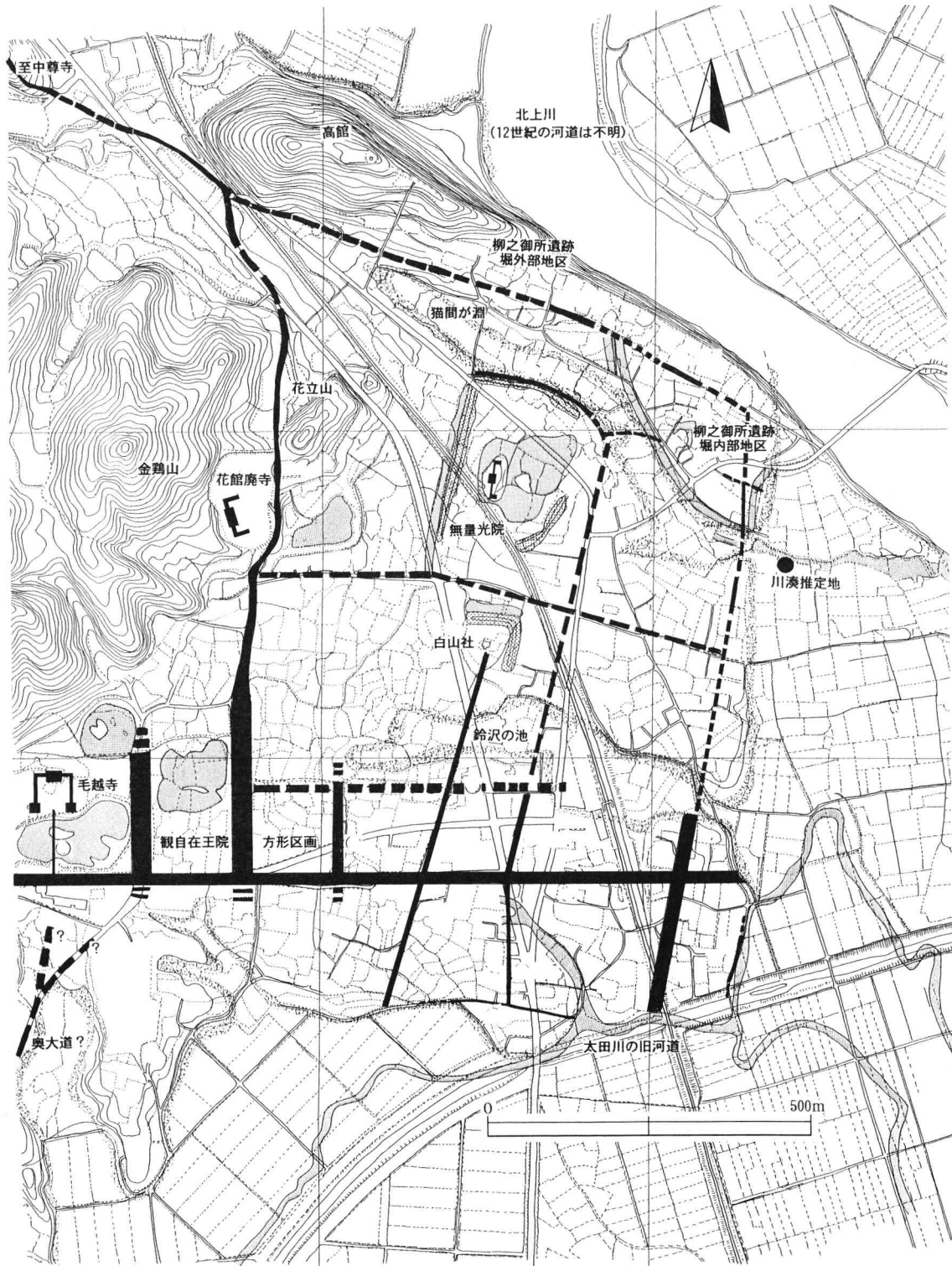


図 14 平泉拠点地区全体図（黒線は想定される道路）

の理念の都市造りに組み込まれたと解釈すべきであろう。この4期の段階で平泉拠点地区の範囲が確定したのである。

柳之御所遺跡堀内部地区は道路により分断、区画されたが、中心の大型建物は旧来の位置に存在していた。性格としては3期と同様に藤原氏の類族の居所といった性格が想定される。それとともに道路を基軸として小区画があり、それに伴う建物が存在する。これらの具体的な性格を示すのは困難であるが、中心建物とは異なる独立した性格を想定しなければなるまい。

#### (4) 5期の様相

秀衡期の前半である。この5期は前代で確定した拠点地区の範囲を踏襲し、その内部の充実が図られた段階である。柳之御所遺跡にも変化がみられる。前代と位置は変わらないが、礎石建物を主殿とする寝殿造に準拠した配置の中心建物が構築される。その前面に池も掘られ、それらを囲む約400尺四方の区画が設定される。3～4期に比較すると格段に充実した豪華な施設といえる。また遺物、特にかわらけの量は非常に多くなる。この施設の内容の変化と遺物の量の増加は、柳之御所遺跡の重要度が高まったことを示している。平泉遺跡群の中で当該期のこれを上回る内容の遺跡は検出されおらず、柳之御所遺跡が再び藤原氏当主の居所になったと理解される。秀衡は基衡の居所を引き継がず、新たに自らの居所を造営したのである。想像に過ぎないが、3～4期の柳之御所遺跡がすでに少年～青年期の秀衡の居所であり、当主となった段階で施設を改修、充実させた可能性もある。いずれにせよ5期の柳之御所遺跡は、寝殿造風の施設で、かわらけを用いた宴会儀礼が盛んに行われる場所であった。

中心建物の角度はほぼ正方位であるが、道路を挟んだ北側には角度の $N-11^{\circ}-E$ をなす小規模な建物が幾つかある。秀衡の居館の道路を挟んだ北側は別の性格の施設であったのである。

#### (5) 6期の様相

秀衡期の後半と泰衡の時期である。この時期の大きな出来事は無量光院が造営されたことである。柳之御所遺跡においても中心域が移動するという大きな変化があるが、これは無量光院の造営に連動したものと推測される。つまり、無量光院とこの時期の柳之御所遺跡は秀衡の理念に基づいた一体不可分の施設で、従来の柳之御所を全く廃し、新たな施設を造営したと理解される。この秀衡の理念の実現は1170年の鎮守府将軍、または1181年の陸奥守の任官が契機になっていると推測される。官位に相応しい政所、宗教施設を造営する目的で、新施設を計画し造営したのであろう。

新たに造営された柳之御所遺跡の施設は官衙的な性格の政所の機能であった可能性が高い。これは6期のかかわらけの出土量の少なさがそれを物語っている。具体的には吾妻鏡寺塔已下注文に記される「平泉館」そのものなのではないだろうか。6期の中心建物55S B6は無量光院の外郭の北辺よりも緯度的には北に位置する。まさに「無量光院の北に並べて宿館を構う平泉館と号す」という記述にぴったり当てはまる位置関係である。寺塔以下注文には常の居所「加羅御所」の記述もある。加羅御所も、無量光院、平泉館と一体の施設としてこの6期に新造された可能性が高い。これは無量光院の東門に一郭を構うと記してある。具体的な加羅御所の位置は特定できないが、未だ発掘が及んでいない無量光院の東外郭の土塁に接する付近などの可能性が高い。

無量光院，平泉館，加羅御所はそれぞれの機能に分化した施設であるが，任官した秀衡の理念に基づいて新造された一体不可分の施設と位置付けられる。そして四代泰衡は自らの理念を想定，実現する時間もなく，鎌倉方に滅ぼされる。

#### (6) まとめ—各時期の柳之御所遺跡の性格—

柳之御所遺跡の変遷を示し，さらにそれを平泉全体の流れの中に位置付ける作業をおこなった。柳之御所遺跡の構造の変化は平泉の変遷を集約した動きを示していることが示された。柳之御所遺跡の性格は12世紀を通して単一ではなく，各段階にその性格が変化しているのである。ここでは各段階の柳之御所遺跡の性格をまとめる。

1期，2期…初代清衡の居館 堀内部で完結する居所，政所の性格を兼ね備えていたと推測される。堀を有し軍事的防衛的性格も強い。

3期…藤原氏類族の居所 二代基衡の居所が毛越寺近辺にあるという前提に基づく。建物の軸方向の一貫性が無く，堀内部のまとまりが失われる。

4期…藤原氏類族の居所 堀内部に道路が設置され堀の区画の意味が失われる。道路の設置により都市域の一角に組み込まれる。堀内部は藤原氏類族の居所と推測される中心部分とそれとは別個の道路に沿った小区画に分離される。

5期…三代秀衡の居所 中心施設は400尺の寸法を基調にした寝殿造風の施設である。前代に比較して非常に整備されており，当主の居所として相応しい施設といえる。この中心施設はかわらけを用いた宴会儀礼が盛んにおこなわれる空間であった。中心施設の道路を挟んだ北側は別個の小規模な区画が存在する。

6期…政庁施設 前代までの中心域が移動され，柳之御所遺跡の性格が大きく変化している。この変化は無量光院の造営に連動するもので，柳之御所遺跡は新たに政庁の機能の施設として再編されたと推測される。

## おわりに

柳之御所遺跡の遺構数は莫大であり，全ての遺構について時期区分することは，筆者の能力と報告書に示されたデータだけでは不可能である。結果，主要な遺構のみで変遷を語ることになってしまったが，辛うじて大局的な変遷だけは示すことができたと思う。

また，残存していない遺構の想定，切り合い関係のない遺構の新旧関係など推測を積み重ねた点も否めない。その点に関してご批判もあると思うが，想定，推測を積み重ねなければ連続的な変遷を語ることは難しい状況であることを理解していただきたい。

現在（平成14年度）も柳之御所遺跡は内容確認調査が続けられている。今後の調査の新たな知見によって本稿に記した内容に訂正が生ずる可能性もある。未だ柳之御所遺跡の変遷解明作業は途上なのである。

最後に本稿で示した柳之御所の変遷案は筆者のいわば私案であり，整備の前提として示されるであろう岩手県教育委員会の公式見解ではないことを明記しておく。

註

(1) — 平泉において12世紀奥州藤原氏に関する遺跡を総称して平泉遺跡群と称している。平泉遺跡群はその遺構、遺物の密度が高い中核部分である「拠点地区」と遺構、遺物の分布密度が少ない太田川南岸地区、達谷地区、北上川東岸地区などに分けられる。また拠点地区北西部に接して広大な寺域である中尊寺地区も存在する。

(2) — 齊藤利男氏によると、中世末期に舞曲「やしま」などに義経の平泉の居所として「柳の御所」が登場するという。齊藤利男 1992「平泉 よみがえる中世都市」岩波新書

(3) — 柳之御所遺跡を含む平泉村端郷高館は地租改正の際（明治7年頃）字切りがおこなわれた。高館郷は18の字に区画されたが幾つかの字名は旧跡名を用いて名づけられた。柳之御所もその一つで、他に「泉屋」、「伽羅楽」も旧跡名を用いた字名である。千葉信胤 1992「平泉の地名」『奥州藤原氏と柳の御所』吉川弘文館

(4) — 柳之御所遺跡の中央西部には、礎石状の形状の

石が数個現状でも露出する状態で転がっている。これらは近世民家などに使用する礎石にしては大きいもので、筆者は28SA1の上に載る建物の礎石であった可能性も想像している。

(5) — 八木光則氏は安倍、清原氏の柵の特長として、沖積地を一望できる低位の丘陵上に立地しており、自然地形を利用し、複数の曲輪にわけ、その区画施設には土塁、柵、塀を用いるとしている。八木光則 2001「奥六郡安倍氏から奥州藤原氏へ」『都市・平泉—成立とその構成—』日本考古学協会 2001年度盛岡大会研究発表会資料集

(6) — 川本重雄氏は寝殿造の最大の特長として、敷地の周りに高い塀を巡らし、その内部に中門廊と呼ばれる第二の囲いを設けている点をあげている。川本重雄

1996「貴族住宅」『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会

(7) — この解釈は熊谷広志氏（平泉町志羅山在住）にご教示を賜った。

引用文献

- 岩手県教育委員会 1981「東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書X（鳥海B、西根遺跡）」第59集  
岩手県教育委員会 2000「柳之御所遺跡—第50次調査概報—」第107集  
岩手県教育委員会 2001「柳之御所遺跡—第52次調査概報—」第111集  
岩手県教育委員会 2002「柳之御所遺跡—第55次調査概報—」第113集  
（財）岩手県埋蔵文化財センター 1995「柳之御所跡—第21・23・28・31・36・41次発掘調査—」第228集  
羽柴直人 1999「12世紀都市平泉南辺の状況」『岩手考古学会第23回研究発表資料』岩手考古学会  
羽柴直人 2000「柳之御所遺跡に礎石建物がある可能性」『岩手考古学』第12号 岩手考古学会  
羽柴直人 2001a「平泉遺跡群のロクロかわらけについて」『岩手考古学』第13号 岩手考古学会  
羽柴直人 2001b「柳之御所遺跡の中心建物群について」『紀要』xx（財）岩手県埋蔵文化財センター  
羽柴直人 2001c「平泉を構成する地割—平泉の道と都市構造の変遷—」『都市・平泉—成立とその構成—』日本考古学協会 2001年度盛岡大会研究発表会資料集  
平泉町教育委員会 2000「瓦からみた平泉文化」平泉文化フォーラム 2000  
平泉町教育委員会 1994「柳之御所跡発掘調査報告書」第38集

（岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、国立歴史民俗博物館共同研究協力者）

（2002年8月1日受理，2003年7月18日審査終了）

---

## Vicissitudes of the Yanagino-gosho Archaeological Site

HASHIBA Naoto

The Yanagino-gosho archaeological site is the remains of part of the Hiraizumi base of the Fujiwara clan in Mutsu Province during the twelfth century. Changes in the Yanagino-gosho site can be divided into six periods. The 1st and 2nd periods correspond to the time of the first generation, Fujiwara-no-Kiyohira, the 3rd and 4th periods to the second generation Fujiwara-no-Motohira, and the 5th and 6th periods to the 3rd generation Fujiwara-no-Hidehira.

During the 1st and 2nd periods the natural topography was used to surround the facility with moats. This facility made use of the stockades and mansions that the Abe and Kiyohara clans had built starting in the eleventh century.

During the 3rd period, although the moats did function the compound inside the moats disappeared. It would seem that compared to the 1st and 2nd periods, the importance of Yanagino-gosho had decreased in relative terms.

During the 4th period, a road was built within the moats. Since the road continued from outside the moat it disregarded the blocking and defensive functions of a moat, which suggests that by this time the moat had lost its function.

During the 5th period, the central area which had been developed during the previous periods expanded. It was enclosed by blocks measuring a standard 400 shaku (1 shaku=30.3 cm) in length and the structure of the facility is consistent with the Shinden-zukuri style having a main house with a pond.

During the 6th period, the central area that had been continually used during the previous five periods was destroyed, and a new central area was built approximately 90 meters away on the northern side. This re-location of the central area brought about a fundamental change in the character of Yanagino-gosho.

We may conclude that over these six periods Yanagino-gosho assumed the following different characters: during the 1st and 2nd periods it was a facility that combined government offices with a residence and possessed a defensive quality. During the 3rd and 4th periods it was the residence for members of the Fujiwara clan. During the 5th period it was the residence of Hidehira, who was the head of the clan at that time, and was a place where banquets were frequently held. During the 6th period its function was that of a government office.

The Yanagino-gosho site was one of the major sites in Hiraizumi throughout the twelfth century, though its structure and use changed during each of its stages.

---